

自動車型式指定規則の一部を改正する省令案及び 完成検査実施規程の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）が定める自動車型式指定制度においては、型式指定を受けた自動車の製作者等は、その製作した車両等について、保安基準に適合しているかどうかを自ら一台毎に検査（完成検査）を実施する必要がある（法第 75 条第 4 項）。この完成検査の基準等の実施細則は、法第 76 条の規定に基づき、自動車型式指定規則（昭和 26 年運輸省令第 85 号）により、その詳細は完成検査実施規程（平成 30 年国土交通省告示第 1168 号）で定められているところ。

完成検査については、技術の進展等に対応した完成検査の改善・合理化の促進を図るため、「完成検査の改善・合理化に向けた検討会」（以下「検討会」という。）において議論され、令和 2 年 4 月に策定された検討会の中間とりまとめにおいて、完成検査の合理化等に資する自動化の開発・実用化については、自動化の定義や自動化の導入が可能な要件の明確化が課題として示された。

さらに、人工知能(AI)等の技術進展を踏まえ、昨年度、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の公募により国内自動車メーカー等が実施主体となって、主に視覚検査の代替として AI 等を活用した完成検査の精緻化・合理化の実証実験が実施された。

この実証実験の結果及び検討会での有識者との議論を踏まえ、本年 3 月に国土交通省において「完成検査の自動化ガイドライン」を策定し、自動化の定義や自動化の導入に必要と考えられる要件を明確化した。

このため、自動車型式指定規則及び完成検査実施規程について、所要の改正を行う必要がある。

※なおこの内容については、「成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月閣議決定）」で決定されている。

2. 改正の概要

(1) 自動車型式指定規則の一部改正

完成検査について、国土交通大臣が定める基準に適合する自動車検査用機械器具（以下、単に「器具」という。）による検査が可能である検査項目に関しては、完成検査員を置かずに実施できる旨規定する。

(2) 完成検査実施規程の一部改正

(1)において規定する国土交通大臣が定める基準として、完成検査員を置かずに完成検査を実施する際の基準を以下のとおり規定する。

- 器具は完成検査員と同等以上の精度を有していること
- 器具は異常を検出し、その場合には自動で停止すること
- 器具は完成検査の結果を自動で記録できること
- 当該器具の管理責任者を選任するとともに、その管理規程が明確に定められていること

等

3. スケジュール(予定)

公布: 令和 3 年 11 月中

施行:公布日